本号で公布された主な条例のあらまし

◇県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第42号）

１　県から市町村への事務の移譲

地方自治法等の規定による事務処理の特例制度に基づく市町村への事務の移譲に伴い、関係条例の規定を整備することとしました。

(1) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第１条関係）

(2) 新潟県屋外広告物条例（第２条関係）

(3) 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（第３条関係）

２　施行期日

この条例は、平成29年４月１日から施行することとしました。

◇特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第43号）

１　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、知事等の特別職の職員の給料及び報酬の額を改正することとしました。(第１条関係)

２　新潟県議会議員給与条例の一部改正関係

新潟県特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の報酬額を改正することとしました。(第２条関係)

３　知事、副知事、県議会議員等に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正関係

知事、副知事、県議会議員等の期末手当の支給割合を改正することとしました。(第３条及び第４条関係)

４　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成29年１月１日から施行することとしました。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（新潟県条例第44号）

１　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。(第１条～第３条関係)

２　市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、市町村立学校職員の給料月額、勤勉手当の支給割合の改正等を行うこととしました。(第４条～第６条関係)

３　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第８条及び第９条関係)

４　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正関係

新潟県人事委員会の勧告に基づき、一般職の任期付職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改正することとしました。(第10条及び第11条関係)

５　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第46号）

１　職員を派遣することができる団体の追加

職員を派遣することができる団体に社会福祉法人しあわせ福祉会を追加することとしました。(第２条関係)

２　施行期日

この条例は、平成29年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県立学校条例の一部を改正する条例（新潟県条例第50号）

１　特別支援学校の設置

新潟県立新発田竹俣特別支援学校を新発田市に設置することとしました。(別表第４関係)

２　施行期日

この条例は、平成29年４月１日から施行することとしました。

◇新潟県立武道館条例（新潟県条例第51号）

１　設置

スポーツの普及振興を図り、県民の心身の健全な発達と明朗な県民性の形成に寄与するため、新潟県立武道館を上越市大字戸野目古新田に設置することとしました。（第１条関係）

２　指定管理者による管理等

新潟県立武道館の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、指定管理者が行う業務の範囲、指定管理者の指定の手続等を定めることとしました。（第２条～第５条関係）

３　施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。